

担当部署	環境農政局環境部資源循環推進課指導グループ 電話045-210-4159
F-3	スレート成形板等の石綿含有産業廃棄物は、どのように処理したらよいですか。 (令和3年4月1日更新)

【答】

建築資材として使用されているアスベスト成形板等が廃棄物となったもの（「石綿含有産業廃棄物」）については、産業廃棄物の「がれき類（石綿含有産業廃棄物）」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物）」等に該当し、石綿含有産業廃棄物に係る産業廃棄物の処理基準が適用されます。

石綿含有産業廃棄物は、破碎することによって、アスベストが飛散するおそれがあることから、この処理基準では、

- ・ 排出現場での保管にあたっては、仕切り等他のものと混合しないような措置や梱包、シートがけ等飛散防止のための措置をとること
- ・ 収集運搬にあたっては、梱包、シートがけ等飛散防止のための措置をとること、また大きすぎて車載できない等やむを得ない場合に限り、十分に湿潤化したうえで、必要最小限の切断等を行うことができること
- ・ 中間処理にあたっては、破碎・切断等は原則禁止であること

などが定められています。

なお、石綿含有産業廃棄物の分別、保管、収集、運搬、処分等を行うための具体的事項を解説したマニュアルが、環境省から公開されています。

参考 石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/manual3.pdf>